

令和7年9月26日
三次市議会全員協議会提出資料
教育委員会(教育企画課)

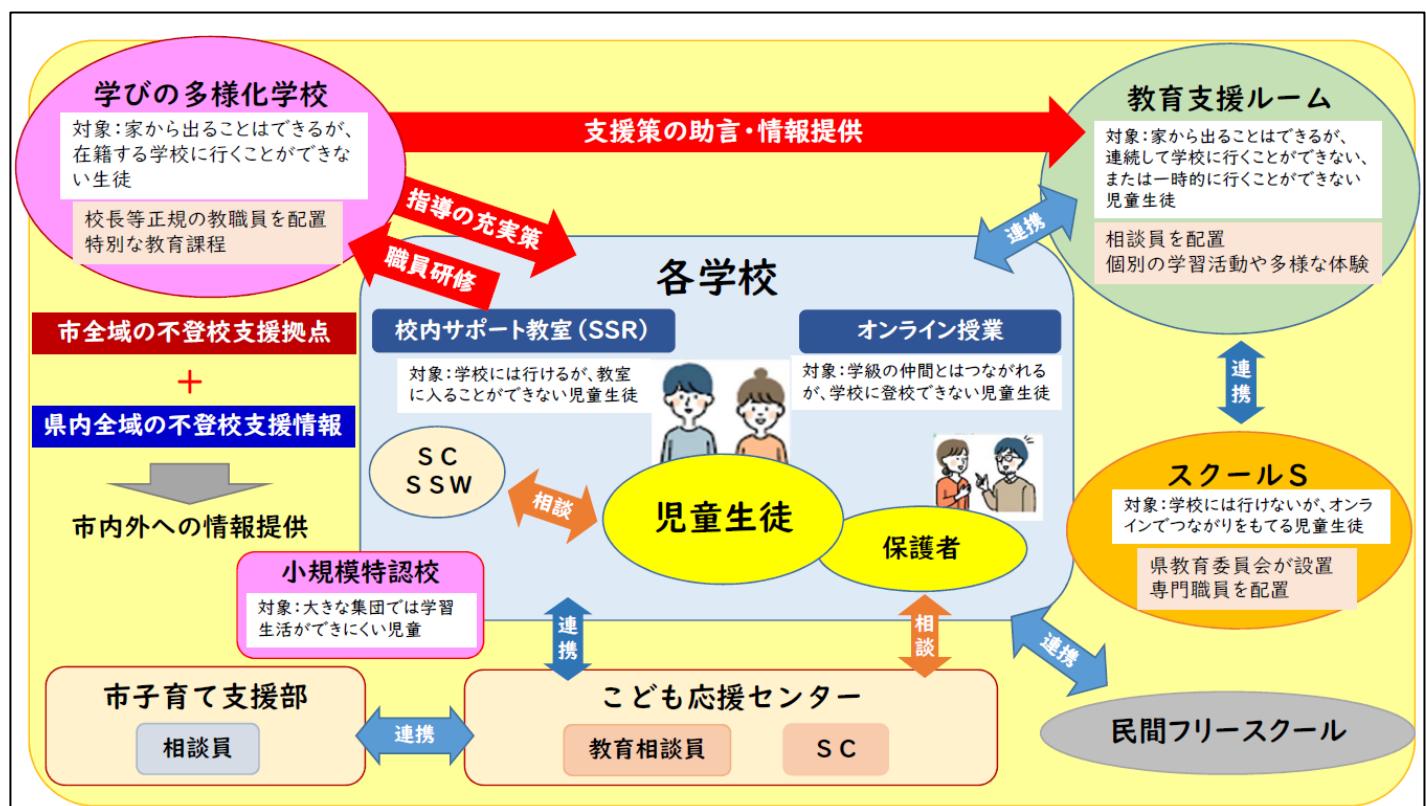
「学びの多様化学校」及び「小規模特認校」の設置について

I. 設置の趣旨

「みよし学びの共創プラン」(令和6年3月)を具現化するため策定した「三次市立小中学校のあり方に関する基本方針」(令和7年3月)において、魅力ある学校づくりに向けた基本的な考え方の一つとして、一人ひとりの児童生徒に豊かな教育を保障するために、「学びの多様化」及び「学びの選択肢の広がり」に取り組むことを示しました。この具体的な取組として、「学びの多様化学校」や「小規模特認校」の導入を検討することとし、令和9年度からの開校を予定しています。

本市の資源を十分に活用し、本市ならではの特色を最大限に生かした新たな学びの場を創ることで、「誰もが輝く」魅力ある教育環境を整備します。

学びの多様化学校・小規模特認校設置による学びの選択肢の広がり(イメージ)



2.三次市が創る「学びの多様化学校」

(1) 基本的な考え方

不登校により学びにアクセスできない生徒(児童)を対象に、心理的安全性が担保された環境を整備し、個々の生徒の特性や興味・関心に応じた、柔軟で包摂的なカリキュラムを編成することにより、学びの選択肢と機会を確保します。

○互いを尊重し、自己肯定感を高める教育の推進

一人ひとりが安心できる、居心地の良い場所となる環境を整備し、誰もがありのまま受け入れられる中で自分を発揮できる教育を推進します。

○一人ひとりに応じた個別最適な学び(カリキュラム)の創造

一人ひとりの興味・関心を軸に、個々に応じた学びが可能となる特色あるカリキュラムを創造・編成します。

○社会的自立をめざす教育の推進

地域資源を生かした多様な体験活動を取り入れ、コミュニケーション能力や多様な価値観を認め合う力等、主体性や社会性の育成をめざします。

○ICTを活用した教育の充実

ICTを活用することで、学びの場や方法を一人ひとりが選択でき、学びたいことに存分に挑戦できる環境の充実を図ります。

(2)「学びの多様化学校」設置の枠組み

①開校予定期

令和9年4月

②設置形態

学校型

③学校規模

中学校1校とし、各学年1学級(1学年10人程度)

④対象となる生徒

市内に居住し、在籍する中(小)学校への登校が困難となり、不登校状態または不登校傾向が見られる生徒(児童)のうち、次のいずれにも該当する者ア.「学びの多様化学校」で学びたいという意欲があり、保護者の理解を得ている生徒

イ. 環境を変えることで、登校が可能となると在籍学校長が判断する生徒
ウ. 「学びの多様化学校」で卒業(もしくは年度末)まで学習を進めていくことを希望する生徒

エ. 保護者の責任の下、安全な登下校が可能である生徒

オ. (仮称)入校検討委員会で入学・転入が適当であると判定された生徒

⑤通学について

ア. 市内全域からの転入学を認めます。

イ. 通学手段については、設置場所の選定後、具体的に検討します。

3. 三次市が創る「小規模特認校」

(1) 基本的な考え方

大きな集団での生活・学習になじみにくい児童(未就学児)を対象に、地域資源を生かし、地域との交流を大切にしながら、少人数で特色ある教育活動を開発する学びの環境を整備することにより、学びの選択肢と機会を確保します。

○一人ひとりのペースの尊重

一人ひとりのペースを尊重しつつ、他者と協働して互いを認め合える生活ができる柔軟な日課編成や生活環境を工夫します。

○少人数を生かした個別最適な学びの推進

少人数の特性を生かし、一人ひとりが「できた」「わかった」と実感できる、きめ細やかな教育を推進します。

○多様な「ひと・もの・こと」との出会いがある教育の充実

地域住民や事業所等との交流学習や校外活動を積極的に取り入れ、主体性や社会性を育むことをめざします。

○ICTを活用した教育の充実

ICTを活用することで、児童一人ひとりの進捗や理解度に応じた学習プランを立てるなど、個別指導を効果的に行います。

(2)「小規模特認校」設置の枠組み

①開校予定期

令和9年4月

②学校規模

小学校1校とし、各学年1学級(1学年10人未満)

③対象となる児童

市内に居住し、少人数規模での学びの環境を必要とする児童(未就学児)
のうち、次のいずれにも該当する者

ア. 少人数の特性を生かした学習活動、地域性を生かした特色ある教育活動に保護者の理解を得ている児童

イ. 「小規模特認校」で卒業(もしくは年度末)まで学習を進めていくことを希望する児童

ウ. 保護者の責任の下、安全な登下校が可能である児童

エ. (仮称)入校検討委員会で入学・転入が適当であると判定された児童

④通学について

ア. 市内全域からの転入学を認めます。

イ. 通学手段については、設置場所の選定後、具体的に検討します。

4. 設置場所

いずれも、既存または閉校となった学校の中から、施設・設備の状況等を総合的に勘案し選定します。

5. 関係機関との連携

文部科学省や広島県教育委員会、市内小中学校、また関係機関(認定NPO法人大リバ等)との連携を行い、情報収集に努めるとともに、適切な広報・周知を行います。

6. スケジュール(予定)

| | R7 年度 | | | | | | | R8 年度 | | | | | | | | | | R9 年度 | | | |
|----------|----------------|----|----|----|---|---|---|---------------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|-------|---|------|--|
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4~ | |
| 学びの多様化学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● 開校 | |
| | 教育課程編成 | | | | | | | 学校説明会 | | | | | | | | | | | | | |
| | 文部科学省等との連携・調整 | | | | | | | ● 文部科学省へ申請書提出 | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模特認校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育課程編成 | | | | | | | 学校説明会 | | | | | | | | | | | | | |
| | 県教育委員会等との連携・調整 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保護者等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 適宜情報提供・説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議会等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 適宜情報提供・説明 | | | | | | | ● 条例・要綱整備 | | | | | | | | | | | | | |